平成２７年（フ）第１５８号
愛媛県松山市下伊台町乙74番地49
債務者　井上　和美
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８８号
愛媛県松山市河野中須賀244番地２　フレンドリー中須賀Ｂ201号
債務者　藤崎　真実
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１９０号
愛媛県松山市古川西３丁目３番33号　メゾンカメリア603号
債務者　粂野　三佳
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１９５号
愛媛県伊予市中山町出渕２番耕地80番地１
債務者　松森　久**德**
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５２号
福岡県久留米市東合川１丁目５番24号、前住所静岡県御殿場市西田中26番地６　コーポマーサ101
債務者　木谷　祐彦
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第２２８号
宮崎市大字田吉1363番地２、前住所宮崎市大字小松678番地　井上ハイツ105号
債務者　岡田　一昭
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２４５号
宮崎市大字本郷北方3296番地１　ドウェル・コンチェルトⅢ201号
債務者　﨑村　麻美（旧姓山田・中田）
1　決定年月日時　平成27年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２４９号
鹿児島県鹿児島市坂之上７丁目41番３号（前村ハイツＡ203号）
債務者　西村　竜仁
1　決定年月日時　平成27年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２５０号
鹿児島県鹿児島市坂之上７丁目41番３号（前村ハイツＡ203号）
債務者　西村　由香
1　決定年月日時　平成27年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第６９号
岩手県北上市諏訪町２丁目５番24号、旧住所静岡市葵区鷹匠２丁目12番21―403号
債務者　八重樫尚彦
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第７０号
岩手県花巻市高木第16地割100番地　メゾン金子１Ｆ
債務者　高橋　恵美
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第７１号
岩手県北上市川岸４丁目10番23号　八重樫住宅11号棟、旧住所岩手県北上市柳原町３丁目12番14号
債務者　高野　幸枝
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第７２号
岩手県北上市相去町下成沢119番地７
債務者　上野　里美
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第１６３号
秋田市旭川新藤田西町８番21号
債務者　齋藤　貫至
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１１号
茨城県牛久市刈谷町５丁目84番地１（グリーンハイツ牛久209）
債務者　許　　銀峴
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第１１５号
茨城県牛久市猪子町831番地３
債務者　吉田まどか
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第９９号
富山市萩原550番地　エスポワールＭ301号
債務者　西村　篤志
1　決定年月日時　平成27年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
富山地方裁判所民事部